

報道資料 4

平成 27 年 4 月 10 日

報道機関資料

生涯学習課長



三条市の誇る凧合戦が新たに 新潟県指定無形民俗文化財に

さんじょういかがつせん
三条凧合戦が、新潟県指定無形民俗文化財「越後の凧合戦習俗」の一つとして指定されました。

- 1 種 別 無形民俗文化財 (風俗慣習)
- 2 名 称 えちご たこがつせんしゅうぞく 越後の凧合戦習俗
- 3 指定日 3月24日 (火)
- 4 所在地 三条市上須頃、新潟市南区白根・西白根、見附市今町・長岡市中之島
- 5 保持団体 三条凧協会、白根凧合戦協会、今町中之島大凧合戦協会
- 6 特 徴
 - (1) 信濃川水系の3地域で、川に吹く風を巧みに利用し凧合戦が行われ、歴史や産業と深く関わり合いながら受け継がれてきた。
 - (2) 旧暦の端午の節句の6月上旬の時期に勝敗を決する合戦を行う共通性があり、凧の形状や合戦方法はそれぞれが特徴的で独自性を保っている。
 - (3) 凧は伝統的な素材を用い、絵付けや骨組みなど多様な技術の集約と伝承の上で多くの人に関わり製作され、地域社会の形成や維持に不可欠なものとなっている。
- 7 伝 達
 - (1) と き 4月10日 (金) 午前10時～
 - (2) ところ 市長室



三条凧合戦

担当：生涯学習課 文化財係 田村
電話：0256 - 46 - 5205 (埋蔵文化財調査室)